年末の答申に向けた進め方及び基本方針

平成 16 年 11 月 22 日 規制改革・民間開放推進会議 議長 宮 内 義 彦

. スケジュール (予定)

11 月下旬 経済財政諮問会議に「重点検討事項」等を中間報告

~12 月中旬 関係府省との協議、推進本部等における閣僚折衝(総理裁定)

12 月中下旬 答申決定・公表

. 基本方針

<u>1.市場化テスト</u>

来年度の「モデル事業」の円滑な実施のため、「民間からの提案公募」(10月中旬~11月中旬)等に基づき、対象事業の選定(ハローワーク、社会保険 庁関連業務等)とともに、これに関連する規制改革や競争条件均一化措置等の具体的内容についても、年末までに政府決定を行う。

2.個別官業の民間開放推進

「中間とりまとめ」で「当面重点的に民間開放を進めるべきと考える官業」の検討事項例として示したもののうち、以下の4業務・41事業について民間開放(民営化、民間譲渡、民間委託)を推進する。なお、その他の事業についても、引き続き検討を進める。

給付、徴収業務、公的施設等の整備・管理・運営、統計調査、製造等、 検査・登録、資格試験等

3.14の重点検討事項

- (注1)特に記載のない限り、各事項の実施時期については、<u>【遅くとも本年</u> 度(平成16年度)中に措置】。
- (注2) は、総理指示を受けて、年内の経済財政諮問会議において再度報告 する必要のある事項など。

|(1)いわゆる「混合診療」(保険診療と保険外診療の併用)の解禁

個々の技術・病院毎に中医協が審査・承認を行う「特定療養費制度」の中で対象技術等(新薬などを含む)の拡大を図るのではなく、患者のニーズに対応し医療技術の向上等を図るためにも、少なくとも「一定の水準以上の病院」においては、包括的に全ての技術等について、患者の選択に基づく当該病院の判断により、「混合診療」を解禁する。

併せて、<u>「診療でない行為」、「既に技術が確立された診療」</u>(「一連の診療行為の中で行う予防的措置」、「保険適用回数等に制限を超える部分」「患者の価値観により左右される診療行為」、「診療行為に付帯するサービス」など)については、**全ての医療機関を対象に、直ちに解禁する**。

(2)医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

医療法人に対し、株式会社が実質的に「出資」を行うことを可能とする。 すなわち、株式会社に医療法人の社員としての地位を与え、社員総会にお ける議決権を、出資額に応じた個数とした上で認める。

医療法人が医療法人に出資することを可能とする。

|(3)医療分野における価格決定メカニズム(中医協の在り方)の見直し

診療報酬・薬品・医療材料等の価格を決定する「中央社会保険医療協議会(中医協)」については、**厚生労働省外への解体的再設置を含め、機能・**組織の両面から、抜本的な見直しを開始する。

当面、以下の措置を早急に講ずる。

中医協の機能を、診療報酬点数、薬価、医療材料等の価格決定に限定し、 保険適用に関する事項及び診療報酬体系のあり方等の政策に関わる事項 について、それぞれ別組織で検討する体制に移行する。

支払側委員(8名) 診療側委員(8名) および公益委員(4名) という 三者構成の人数比を見直し、公益委員の数を全体の過半数に増やす。

支払側・診療側委員について、**関係団体への委員推薦依頼を取りやめ** る。特に診療側委員については、一般診療所に比べ病院に属する委員の 数が上回るよう大幅に見直す。

公益委員も含め**委員の任期を原則2期4年以内**とする。

診療報酬等の<u>改定理由を客観的・科学的に示す</u>とともに、<u>改定結果の</u> 事後評価を行う。

診療報酬等の決定にあたって、**医療の現場や一般国民の声を反映する 仕組み**を設ける。

上記を含めた中医協の抜本的改革に関する検討は、中医協において行うのではなく、真に中立・公正な立場に立つ者によって、**厚生労働省外を含めて、検討・審議**されるよう、政府として措置する。

(4)地域医療計画(病床規制)の見直し等

既に医療費抑制策としての意義が乏しくなっている、急性期医療に対応した一般病床についての病床規制は、速やかに撤廃する。療養病床については、介護・福祉施設との関係を踏まえて検討し、病床規制の撤廃または緩和の方向で結論を得て、必要な措置を講ずる。

各都道府県の長が、実効性のある医療計画を策定・実行する上で必要な 措置を講ずる。

|(5)医薬品の一般小売店における販売等

薬局・薬店以外のコンビニエンスストア、チェーンストアなどの一般小

売店における医薬品の販売については、本年7月30日に実施された<u>「医薬部外品へ移行した上での販売解禁(371品目)」に止まることなく、医薬品そのものを、特例販売業や配置販売業と同様、一部については販売可能</u>とする。

医薬品との境界が不明確となっている「医薬部外品」について、医薬品との相違を明確にすることを通じて、**医薬部外品の定義を改めて確定し、 薬事法改正にあたりその趣旨を盛り込む**。

<u>一定の質が担保される薬局・薬剤師については、全て医師の処方箋によらずとも、自らの裁量で処方</u>できるよう必要な措置を講ずる。

以上の諸措置を含む**薬事法の改正は、できるだけ早期(平成 17 年度中)** に行う。

(6)施設介護サービスと在宅サービスの一元化

以下の「中間とりまとめ」において提言された事項等について、<u>スケジ</u> ュールの前倒しを含め、措置する。

「施設と在宅」という二元的なサービス体系を改め、介護保険3施設のホテルコスト等は利用者負担とし、介護保険の対象をケアサービスに限定する。【来年度中に措置】

施設整備費補助から移行予定の<u>交付金の運用に当たっては、NPO法</u>人や株式会社など社会福祉法人以外の者も明確に交付対象とする。その際、老人保健施設、療養病床の施設建設費用償還分(減価償却費相当分)の介護保険給付については、同様の観点から見直す。【来年度中に措置】ケアサービス、居住サービスのそれぞれについて、保険給付の対象とならないサービスを含め、その内容・料金等について、提供主体による情報開示を徹底する。【来年度中に措置】

(7)幼稚園・保育所の一元化

来年度から「モデル事業」、18年度から本格的に実施される「総合施設」 については、その施設整備・職員資格・職員配置・幼児受入などに関する 規制の水準を、原則として、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制 のどちらか緩い方の水準以下とする。

併せて、少なくとも特区においては、直ちに、両施設に関する行政を一

元化し、上記に掲げた双方の規制を統一化する。

(8)経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化(私学助成等の適用、バウチャー制度の検討)

教育サービスに対する消費者の選択を完全に自由なものとするため、公的助成については、国・公・私立など経営形態の異なる学校間で大きな格差のある現行の「機関補助」に代えて、外国でも実施例の多い「学生への平等な直接補助」方式、すなわち「パウチャー制度」について早期導入を図る。

併せて、当面の措置として、特区によって認められた「株式会社立・NPO 法人立の学校」については、学校法人と同様に私学助成、優遇税制の対象 とする。

(9)学校に関する「公設民営方式」の解禁

「公設民営方式」(地方公共団体等の設置した施設について、これを株式会社・NPO等に対し包括的に管理・運営委託させる方式。福祉分野等では既に容認済み。)を、少なくとも特区において、高等学校・幼稚園に限らず義務教育を含めた学校一般について速やかに解禁する。

本年3月の中教審の答申においては、高等学校・幼稚園についても、公 設民営の**委託先は学校法人などが適当としているが、主体を制限せず、株 式会社・NPO等への包括委託を認める**。

|(10) ハローワークの民間開放促進

ハローワークについては、民間委託の更なる拡大に加え、<u>公設民営方</u>式の導入、独立行政法人化、地方公共団体への業務移管など、その組織・業務の抜本的な見直しを行う。

このため、<u>「民間からの公募提案」(公設民営、職業紹介と職業訓練の一</u>体的包括委託等)に基づき、「市場化テスト」のモデル事業の対象とする。

|(11) 社会保険の民間開放促進

保険料徴収事務や、その他、年金相談などの事業全般について、民間開放(民間譲渡・委託等)を行う。民間開放の推進、業務の効率化を大前提に、併せて、独立行政法人化、他の行政機関との業務の統合、地方への移管、公設民営方式の活用なども含め、組織全般についても、その在り方について抜本的に見直す。

このため、<u>「民間からの公募提案」(公設民営、保険料徴収、バックオフ</u>ィス業務等)に基づき、「市場化テスト」のモデル事業の対象とする。

(12)人材の国際間移動の円滑化

高度人材の受け入れ、医療の高度化・国際化の視点から、**医師・看護師** 等の人の移動について一層の推進を図る。

具体的には、以下の事項について実施する。

我が国の国家資格を有する外国人医師・看護師の就労制限の撤廃 外国人医師の協定に基づく受け入れに関する要件緩和

現行3か年計画において決定されている<u>「永住許可制度」に関する以下</u> <u>の各事項について、その実施が不完全なものが多いことから、厳格なフォ</u> **ローアップ**などを行う。

永住許可・不許可事例の早期公開【平成 15 年度中に措置】 永住許可要件のガイドライン化【平成 16 年度中に措置】 高度人材の在留期間の 5 年程度への引き上げ【平成 18 年度結論】

(13)自動車車検制度等の抜本的見直し

現行の3か年計画において決定され、本年度中に取りまとめられる予定の「国土交通省調査」に基づき、**車検の有効期間について延長を実施**する。

|(14)規制の見直し基準の策定

規制の見直し基準の策定作業を開始するとともに、規制の制定過程や運用における客観性・透明性向上のため、「RIA」(規制影響分析)を導入するほか、パブリック・コメント手続、日本版ノーアクションレター制度、

行政手続法等の包括的・抜本的見直しを行う。

4 . 規制改革・民間開放集中受付月間

本年度より新たに設置された「規制改革・民間開放推進本部」で実施される「規制改革・民間開放集中受付月間」について、<u>当会議としても、広</u>く民間からの要望を募り、その実現に積極的に取り組む。

以上